

【令和5年6月30日 経済水道委員会資料（抜粋）】

名古屋城バリアフリーに関する市民討論会開催までの経緯

時 期	事 項	内 容
令和4年 11月24日	昇降技術の公募における評価員評価	・最優秀候補：MH I エアロスペースプロダクションの垂直昇降設備
11月29日	評価結果を市長へ報告	・公募の最優秀候補を報告 ・市長の意向「3階までしか認めない」
12月 2日	最優秀技術の選定	・市長決裁
12月 5日 から 6日	選定結果を踏まえた当局の説明と市長の意向の不一致	・所管事務調査で公募の選定結果を説明 ・公募で選定した垂直昇降設備を設置し、公募の最低要求水準である1階までは確保し、より上層階を目指すの説明 ・同時刻の市長定例記者会見で「垂直昇降設備の設置は1、2階まで。1、2階までなら合理的配慮と言える。」との発言がされる ・翌日の経済水道委員会において、局長が謝罪と説明「市長の史実に忠実な復元に対する強い思いが表れたものと考えている。何階まで設置するということが決定しているわけではない。最優秀提案を決定した段階であり、その提案はより上層階を目指すものとなっている。」
所管事務調査後	市長・副市長の元へ市民からの意見多数	・市長・副市長の所に「エレベーターをつけないとした公約違反である」、「まず復元をして、その後にエレベーターをつければよい」と市民からの厳しい意見が多数寄せられた
	副市長が意見を頂いた市民へ説明	・副市長が意見を頂いた市民へ説明に廻る
所管事務調査後から年末	市長に対し、副市長が調整	・「付加設備の方針」に基づき実施した公募の結果を尊重し、最上階を目指す内容で整備基本計画をまとめる方向に調整が図られる

時 期	事 項	内 容
年末から年始頃	副市長の考え方に 変化	・昇降技術設置に関する方向性について、副市長の考え方に変化
令和5年 1月	副市長からの指示	・市長の判断が「昇降設備を設置しない」となることを避けるため、「公募で選定した垂直昇降技術を当初は設置せずに復元を進めて後から設置する」もしくは、「公募の最低要求水準である1階まで設置する」として木造天守整備基本計画を取りまとめること
3月 7日	2月定例会本会議 質問に対する副市長答弁（木造天守整備基本計画の課題について）	・バリアフリーについては、大天守1階への昇降は確保したうえで、より上層階へのバリアフリー対応を引き続き検討していくとともに、今一度、市民の意見を聴取する機会を設け、その結果も踏まえて、最終的には市長の判断を仰ぐ
3月中下旬	3月22日の天守閣部会及び24日の全体整備検討会議	・提出した整備基本計画には、「公募の最低要求水準である大天守の地下1階から1階までについては、この垂直昇降技術によりバリアフリーに対応した移動経路とする。より上層階については、引き続きバリアフリー対応の検討を進める。」と記載
	有識者への事前説明	・次回の全体整備検討会議に向けて、「より上層階への検討」については1階までになる可能性もあることも含めての検討であることを説明
令和4年度末以降	市民意見の聴取に関する市長への説明	・市長の意向として昇降設備を設置しない、または、1階までとの意志が固いことを感じる

時 期	事 項	内 容
令和5年 4月早々	副市長からの指示	・議会、市民、経済界等から大変大きな期待が寄せられており、また市長から一刻も早く木造復元を実現するよう強い指示を受けていることから、令和5年8月の復元検討委員会を目標に整備基本計画を文化庁へ提出するため、市民意見の聴取、全体整備検討会議、所管事務調査を速やかにすすめること
4月から5月	市民アンケートの実施	・公募最優秀者の昇降技術の設置について、住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民5,000人を対象にアンケートを実施 ・6月3日開催の名古屋城バリアフリーに関する市民討論会への参加申込書を同封
6月 3日	市民討論会の開催	・名古屋城バリアフリーに関する市民討論会を開催 ・参加申込書を提出した市民36人が参加